

# 令和3年第3回東串良町農業委員会 会議録

日時：令和3年3月25日（木）午前10時00分～

場所：東串良町役場委員会室（3階）

令和3年第3回東串良町農業委員会会議録

令和3年第3回東串良町農業委員会会議録						
招集年月日		令和3年3月25日				
招集場所		東串良町役場委員会室（3階）				
開催の日時 及び宣言	開会	令和3年3月25日 午前10時00分				議長 堅山 秋敏
	閉会	令和3年3月25日 午前11時11分				議長 堅山 秋敏
農業委員	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名
出席数6名 欠席数1名  出席○ 欠席×	○	1	鶴丸 千尋	○	5	谷口 憲三
	○	2	福岡 みどり	○	6	木佐貫 一孝
	×	3	吉ヶ崎 弘一	○	7	大村 教男
	○	4	堅山 秋敏		8	
最適化推進 委員	○		稲村 照隆	○		町永 次男
出席数8名	○		上池 勝彦	○		松留 和江
	○		内村 初子	○		松留 立美
	○		村吉 博美	○		杉木 秀幸
会議録署名委員	7番	大村 教男		1番	鶴丸 千尋	
出席した事務局職員	局長, 次長	前田 秀一 駿河崎 哲郎		書記	堀内 和代 出水 翔太	
会議 に 付 し た 事 項	日程第1	議案第9号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について			
	日程第2	議案第10号	農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について			
	日程第3	議案第11号	非農地証明願の発行について			
	日程第4	議案第12号	農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について			
	日程第5	議案第13号	農地あっせん委員の選任について			
	日程第6	議案第14号	農地の所有者等を確知できない旨の公示の取り下げについて			
	日程第7	議案第15号	令和3年度農作業の標準賃金について			

※追加議案 日程第8 議案第16号 職員異動の協議について

開 会 午前10時00分

議 長（堅 山）

皆さんおはようございます。  
ただいまから定例総会を始めたいと思います。

吉ヶ崎委員から、欠席届が参っております。  
出席者14名で、定足数に達しておりますので、東串良町農業委員会令和3年第3回定例総会を開催いたします。

本日の会議録署名委員に、7番 大村委員と、1番 鶴丸委員をお願いいたします。

ここで、諸般の報告をいたします。

農業経営基盤強化促進法による貸借の合意解約が1件、1筆ありました。明細書につきましては、総会資料の最後の方に添付してありますので、あとでお目通しをお願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。  
発言される方は、必ず議長の許可を受けてから、マイクを持って発言くださるようによろしくお願いいたします。

◆日程第1 議案第9号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について

議 長（堅 山）

日程第1 議案第9号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について議題といたします。

今回申請がなされたのは、所有権移転11件、賃借権15件、使用貸借権が3件であります。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事 務 局（堀 内）

それでは、説明いたします。  
2ページをお開き下さい。

まず、所有権移転の28番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は肝付町の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に29番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に30番、譲受人は岩弘の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計5筆2,479㎡ 売買による移転でございます。

次に31番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆968㎡ 売買による移転でございます。

次に32番、譲受人は大崎町の有限会社〇〇、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 914㎡ 売買による移転でございます。

次に33番、譲受人は大崎町の有限会社〇〇、譲渡人は東京都の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に34番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、売買による移転でございます。

次に35番、譲受人は新川西の〇〇さん、譲渡人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆1,833㎡ 売買による移転でございます。

次に36番、譲受人は川西の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆3,035㎡ 売買による移転でございます。

次に37番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆1,844㎡ 売買による移転でございます。

次に38番、譲受人は肝付町の〇〇さん、譲渡人は肝付町の

〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 1,672 m<sup>2</sup> 贈与による移転でございます。

続きまして、3ページをお開き下さい。

次に賃借権の71番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は新川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計2筆 2,603 m<sup>2</sup> 新規10年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に72番、借人は新川西の〇〇さん、貸人は愛知県の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆 4,065 m<sup>2</sup> 新規5年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に73番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計3筆 3,079 m<sup>2</sup> 新規5年の利用権設定でございます。

次に74番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規5年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため、相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に75番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新5年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に76番、借人は岩弘の〇〇さん、貸人は岩弘の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計4筆 2,663 m<sup>2</sup> 更新5年の利用権設定でございます。

次に 77 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 6,287 m<sup>2</sup> 更新 5 年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 78 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,272 m<sup>2</sup> 更新 10 年の利用権設定でございます。

なお、この農地につきましては、登記名義人が〇〇さんであります。未相続農地のため相続人の過半の同意を得ての貸借になります。

次に 79 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 80 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,940 m<sup>2</sup> 更新 10 年の利用権設定でございます。

続きまして、4 ページをお開き下さい。

次に 81 番、借人は池之原の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 3,739 m<sup>2</sup> 更新 10 年の利用権設定でございます。

次に 82 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は神奈川県〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 3,728 m<sup>2</sup> 更新 5 年の利用権設定でございます。

次に 83 番、借人は川東の〇〇さん、貸人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 2,002 m<sup>2</sup> 新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 84 番、借人は岩弘の〇〇株式会社、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 3 筆 2,906 m<sup>2</sup> 新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 85 番、借人は鹿屋市の株式会社〇〇、貸人は鹿屋市の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 3 年の利用権設定でございます。

続きまして、5 ページをお開き下さい。

次に使用貸借権の 86 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 1,586 ㎡ 新規 10 年の利用権設定でございます。

次に 87 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は池之原の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、新規 5 年の利用権設定でございます。

次に 88 番、借人は肝付町の〇〇さん、貸人は川西の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、計 2 筆 1,074 ㎡ 新規 5 年の利用権設定でございます。

続きまして、6 ページをお開き下さい。

今回、農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画については、7 件、19 筆であり総面積 19,571 ㎡であり鹿児島県中間管理機構が農地中間管理権を取得する内容です。

以上でございます。

議 長（堅 山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。

よって、日程第1 議案第9号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画については、原案どおり承認することに決しました。

◆日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長（堅 山）  
次に、日程第2 議案第10号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、を議題といたします。  
今回申請がなされたのは、所有権移転2件であります。  
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事 務 局（堀 内）  
それでは、説明いたします。  
資料の8ページをご覧ください。  
所有権移転の6番、譲受人は川東の〇〇さん、譲渡人は川東の〇〇さん、申請地は議案書に記載されているとおりで、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転でございます。

次に7番、譲受人は池之原の〇〇さん、譲渡人は鹿児島市の〇〇さん、申請地は、議案書に記載されているとおりで、譲渡人と譲受人の売買による所有権の移転でございます。

地図の方は添付しておりますので、説明は省略いたします。

以上、農地の権利移動の要件として、効率的な農地利用につきましては、農機具の所有状況、労働力などは十分確保されており、下限面積など農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないものと判断しております。

以上でございます。

議 長（堅 山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
異議なしと認めます。  
よって、日程第 2 議案第 10 号 農地法第 3 条の規定による  
所有権移転の許可申請については、原案どおり承認すること  
に決しました。

◆ 日程第 3 議案第 11 号 非農地証明願による申請について

議 長 ( 堅 山 )

次に日程第 3 議案第 11 号 非農地証明願による申請に  
ついて議題といたします。

今回は申請が 2 件ありますが、申請地が隣接しているために  
まとめて審議をおこないたいと思います。

資料の 12 ページの〇〇さんと、14 ページの〇〇さんからの  
申請につきましては現地調査を行っておりますので、その結果  
を福岡委員長によりしくお願いいたします。

(福岡委員長現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 3 月 19 日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われ  
ました。出席したのは委員として、自分と村吉推進委員、事務局  
から駿河崎次長、出水主事、関係者として今回の申請の委任を受  
けている〇〇行政書士さんが出席されました。

申請地は議案書に記載のあるとおりです。役場から距離 300m 以  
内にあるため 3 種農地にあたると思われます。

〇〇さんから申請のありました申請地については、少なくとも  
30 年以上前より倉庫が建っており、農地への復旧が非常に難しい  
ことから非農地証明願を出すことはやむ得ないと思われます。

また〇〇さんから申請のあった申請地についても隣接している〇〇氏、〇〇氏のブロックの内側に農地がはいつており、農地への復旧が非常に難しいと思われることから非農地証明をだすことはやむを得ないと思われます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長（堅 山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。  
よって、本案は非農地として承認することに決ましました。

以上で日程第3 議案第11号 非農地証明願による申請についての審議を終えたいと思います。

◆日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について

議 長（堅 山）  
次に、日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について、を議題といたします。

今回は3件の申請がございます。

18ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員長よろしくお願いいたします。

（松留和江委員長現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和3年3月19日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と吉ヶ崎委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、賃借人、〇〇さんの奥様である〇〇さん、賃貸人の〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。農地の広がり状況から1種農地かと思われま  
す。1種農地は転用が原則的に許可されませんが、転用の目的が砂採取ということで不許可の例外である「一時転用」に該当すると思われま  
す。

また周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり、特に問題はないものと思われま  
す。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長（ 堅 山）

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

木佐貫委員

地図の正方形の部分と長方形の部分ですか。

事務局（出水）

両方という事で。はい。

木佐貫委員

長方形の部分は、十分工事するには問題はないのですか。

事務局（出水）

面積ですか。現地調査で見た限りでは特に問題はありませんでした。なお、正方形の土地の方は表土置場として活用するという事でした。

事務局（駿河崎）

今質問のございました長方形の細い方ですねこちらの方を今回取って広い正方形の方に表土を置きますよという事です

議 長（堅 山）  
他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

鶴丸委員

会長、〇〇のことやっけど、ちょこっち新川西の親族からですね。

議 長（堅 山）  
次に、資料 2 3 ページの株式会社〇〇 代表取締役〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を松留和江委員長よろしくお願いいたします。

（松留和江委員長現地調査報告）

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 3 月 19 日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と吉ヶ崎委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、賃借人、株式会社〇〇の代表取締役である〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。農地の広がり状況から 1 種農地かと思われま  
す。1 種農地は転用が原則的に許可されませんが、転用の目的が砂採取ということで不許可の例外である「一時転用」に該当すると思われま  
す。

また周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのことであり、特に問題はないものと思われま  
す。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いし  
ます。

議 長（堅 山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありますか。

(「質疑なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」) の声あり)

議 長 ( 堅 山 )  
次に、資料 28 ページの〇〇さんからの転用申請につきましては、現地調査を行っておりますので、その報告を大村委員長よりお願いいたします。

(大村委員長現地調査報告)

それでは報告させていただきます。

令和 3 年 3 月 19 日金曜日に、転用申請に係る現地調査が行われました。出席したのは委員として、自分と内村推進委員、事務局から駿河崎次長、出水主事、関係者として、借人、〇〇さんが出席されました。

今回の転用における申請人、申請地に関しては議案書に記載のあるとおりです。農地の広がり状況から 1 種農地かと思われま  
す。1 種農地は転用が原則的に許可されませんが、転用目的が牛舎を建築するものであり農業用施設に供するものであることから不許可の例外である「農業用施設」に該当すると思われま  
す。

なお、申請地には既存の牛舎がすでに建っておりますが、議案書にあるとおり転用申請がなされておりませんので、追認で許可を望むとのこと  
です。

周囲の農地への影響についても被害防除計画書に沿って責任をもって対応するとのこと  
であり、特に問題はないものと思われ  
ます。

以上で報告を終わらせていただきますので、ご審議をお願いします。

議 長 ( 堅 山 )  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

木佐貫委員  
これは、この 30 ページの配置図のなかの下の方を転用する

とこですかね。

事務局（出水）

30ページの配置図を見て頂ければですが今回の申請で建てようというのは既存の牛舎が2件書いてあると思うんですけどそちらを今回の申請で建てる許可をいただこうということで、そちらの横に既存牛舎って書いてあるんですけど、こちらの方も本来は転用申請を出して建てないといけなかったんですけど、林さんが過去の何十年て前になってことで、当時は知らなかったと言われまして今回の申請で追認でこういう理由で申請を行うという事です。

木佐貫委員

既存の牛舎と新設牛舎を一緒に転用するという事ですね。

事務局（出水）

事の詳細は始末書を見てもらえればわかると思うんですが以前は林さんが知らなかったという事で。

木佐貫委員

今度、一緒になってやるという事ですね。

事務局（出水）

今の説明でよろしかったですか。

議長（堅山）

他にございませんか。

福岡委員

これは後から質問すればいいかわかりませんが、これは始末書というんですか、こんなみたいなもの出てますよね。私がこの前した、この同じ日にした〇〇さん、あそこは30年前から建っているというんですけど、これは始末書はいらないんですか。

事務局（出水）

すみません。今の質問に答えさせていただきます。先ほどの福岡さんが言われた30年以上の前のことはですね非農地証明と言いまして、場所を農地から他の地目にですね変更するだけのものですので今回の場合は、農地からですね他の地目に変えて建物を建てるという転用申請ですので、以前の非農地証明

の場合は顛末書を取っていないのですが、転用申請の場合は県の方ですね、そのような事例があった場合は始末書、顛末書を付けて提出してくださいと記載してありますので、こちらの方で顛末書を取って行うこととなります。

今の説明でよろしかったでしょうか。

議 長（堅 山）  
他にございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、日程第4 議案第12号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可制度についての審議を終えたいと思います。

◆日程第5 議案第13号 農地あっせん委員の選任について

議 長（堅 山）  
次に、日程第5 議案第13号 農地あっせん委員の選任について、を議題といたします。

今回は、所有権1件の申し出がございます。

本案につきましては、事務局の説明後、あっせん委員を選任していきたいと思っております。

どのような方法で選任したらよろしいでしょうか。

（「事務局一任」の声あり）

議 長（堅 山）  
事務局一任という声があったので、議題に沿ってあつ

せん委員を選任していきたいと思います。  
それでは、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、私の方で説明させていただきます。  
資料34ページをご覧ください。

それでは〇〇さんからの農地売買あっせん申し出について説明させていただきます。

申請地は議案書に記載されているとおりで、計1筆 671㎡となります。

場所は、34ページの図面にあるとおりです。また申請地の周辺につきましては36ページの図面にあるとおりです。

以上で、説明を終わらせていただきます

議長（堅山）

ありがとうございました。

事務局一任という声がありましたので、農地あっせん委員に谷口委員と松留和江委員を指名いたします。委員長は谷口委員をお願いしたいと思います。

よって、日程第5 議案第13号 農地あっせん委員の選任については、ただいま指名いたしました方々をお願いすることに決しました。

◆日程第6 議案第14号 農地の所有者等を確知できない旨の公示の取り下げについて

議長（堅山）

次に、日程第6 議案第14号 農地の所有者等を確知できない旨の公示の取り下げを議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（出水）

それでは、説明いたします。  
38ページをお開きください。  
38ページ右側に図示してある〇〇さんが岩弘に所有していた農地については、管理者が不在であるため遊休農地化する

恐れがあり、かつ所有者等の過半を確知できなかったため、農地中間管機構へ貸し出すために半年間の公示をかけることを令和2年第5回定例会にて承認いただいております。

しかしながら、公示終了後に該当農地がほ場整備区域内であり、所有者等の確知が可能であると判明したことから公示の取り下げを願うものであります。

議 長（堅 山）  
ありがとうございました。  
これより質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。  
よって、本案は承認することに決しました。

以上で、日程第6 議案第14号 農地の所有者等を確知できない旨の公示の取り下げについての審議を終えたいと思います。

◆ 日程第7 議案第15号 令和3年度農作業の標準賃金について

議 長（堅 山）  
次に、日程第7 議案第15号 令和3年度農作業の標準賃金について議題といたします。  
事務局の説明をお願いいたします。

事務局（堀 内）  
それでは、説明いたします。  
40ページをお開きください。  
令和3年度農作業の標準賃金策定に当たり、資料に基づいてご説明いたします。内容につきましては、先月の第2回定例会において説明したとおりであります。

先月要望のありましたあぜぬりの料金の件につきましては、近隣の4市町の農作業標準賃金を確認したところ、1町のみが設定されておりました。

設定のありました町につきましては、6～7年前に農業委員の方から記載の要望があり、委員の皆さんの意見を基に料金設定をしたということでありました。料金の設定は、「3,000円～10,000円」と開きがあり、「農地や畦の形状により金額に幅があるため事前に話し合っただ協定してください」と記載されています。

他の問い合わせた近隣市町では、農作業賃金については農協等と協議をして決めており、あぜぬりに関しては農協等から要望がない限り設定する予定はないという話もありました。

このことも踏まえまして、本町においては、畦の形状により大きく金額が変わることとおおよその料金設定が難しいことから、農業委員会でのあぜぬりの金額の設定は控えたいと考えております。

以上でございます。

議 長（堅 山）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

町永最適化推進委員

今ここに書いていないんですけど、たまに肥料をふっつけて頼まれることがあるんですけど、肥料をですよねトラクターで振るんですけど金額はどうなるんですかね。

議 長（堅 山）

町永さんの意見は、今畔ぬりの料金をどうするかとしておりますのでそっちが済んでから。

議 長（堅 山）

どうですか。他に何かありませんか。

鶴丸委員

それは、設定せんほうがいいですよ。

議 長（堅 山）

畔ぬりの料金を決めた方がいいんじゃないかと前あったとな。いろいろ他の町村とか聞いたり見たりしたところ完全に決まっているところが無いわけ。幅が広くて3,000円から10,000円と曖昧やらせんけ。どういう場所は1メートルでどひっこ、

10メートルでどひっこで決まっちゃけばしやしち思たいば。  
どうですか、なんか他に言い意見とかありませんか。

鶴丸委員

さっき説明があったように畔が高土手にあったりあるもんで難しいですよ。した人の裁量に任せてするのが最良と思いますけど。

議長（堅山）

実際、あたいがところが基盤整備がはいまっちゃいところやいば。その、畔を作ろうと思っても個人で100メートルもするちよじよなこっじゃがと。固定畦畔が段差があるところは県の方で畔を造ってくれるそうです。1町とか1町5反の区画の中に個人同士の3反とか4反とかであれば、どしてん畔を造りたくなると。そういう時に今畔を造る機械がありますけど。あれで造れば、どんぐらいやろかいというのがこの前の話に出た。

基盤整備が済んだところはいけんしたとか。畔をつくい方は。同じ条件の同じ水面の深さんとこを、隣同士で波板ばっかいじやおてちっがわりが畔を造ろかいちあっち思たいば。

木佐貫委員

畔はまだ今の基盤整備の中には入ってないんですか。

議長（堅山）

今から基盤整備をすいたいばってん。この前の説明があったときに、畔はどうするんですかというようなことが出て。

木佐貫委員

それは、その基盤整備をする時に畔はどうするんですか、ということは、畔まで入っているわけではないんですか。

議長（堅山）

同じ高さのところはつくらんたいげな。何人かはいちよいとこはな。

木佐貫委員

池之原の場合は、〇〇さんが全部。他のところは知らんけども。これじゃ、仕事が出来ないとか言って自分で全部造ってくれて。

議長（堅山）

段差があるところは、固定畦畔を県が造ってくれるけど。同

じ面の場合は造らないそうです。そいやもんやっで、この前話で、自分で造るとすればどひっこかかいもんやろかいち話がでたもんやっで序にかたったとこや。

#### 上池最適化推進委員

池之原の場合はですね、最初は畔波けあいでしたかやっしえんということで1年もせんうち壊れるから段々本格的な畔を造るようになったんですよ。それが大体〇〇さんが100メートルでも3,000円ぐらいで安くでやってくれたんですよ。だから、後は個人間で話し合っで造るのが一番いいんじゃないですか。

#### 議 長（堅 山）

最後はそういうことにならな。それでは、農業委員会で金額を設定することは控えて当人どおしの話し合いで決めてくださいと原案どおりでよろしいですか。

#### 議 長（堅 山）

質疑を終結いたします。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

#### 議 長（堅 山）

令和3年度農作業の標準賃金これをみて何かありませんか。

#### 福岡委員

一般作業の賃金6,344円これでいいんでしょうか。  
私たちは頼むほうなので安いにこしたことはありませんけど私がこんなことをいうのはおかしいですけど。今時、これぐらいでよろしいでしょうか。

#### 鶴丸委員

最低賃金で決まりがあいがない。

#### 事 務 局（堀内）

一般作業の賃金につきましては、1時間当たりの最低賃金に8時間かけてだしています。なので、最低、ここはないといけませんよの所なので、後は当事者同士の話し合いでいくらってというのは決めていただく形になります。

議 長（堅 山）  
他にありませんか。

町永最適化推進委員  
トラクターで肥料を撒くとき、どれぐらいかなと思って。

鶴丸委員  
散布だけ。肥料を散布するだけ。

事 務 局（堀内）  
それでは、近隣市町の資料を見させているのですが肥料散布で設定している市町もあります。これに関しましては、農協さんと打ち合わせをして設定をしておりますので、農協さんと話をして、またご提示しないといけないと思うのですが、これに関しては新年度が差し迫っているものですから打ち合わせの時間がないので、次年度以降の要望という事でよろしいでしょうか。

鶴丸委員  
一概に言えんわな。

議 長（堅 山）  
農業委員会でこれを決めるちゅうのも出来ませんので来年度に検討課題としておくってよろしいですか。

議 長（堅 山）  
他にございませんか。  
本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（堅 山）  
異議なしと認めます。  
よって、日程第7 議案第15号 令和3年度農作業の標準賃金については、原案どおり承認することに決しました。

議 長（堅 山）  
次に、日程第8 追加議案の議案第16号 職員の異動についてを議題といたします。  
議案書に記載されていますとおり、三名の方の職員異動の内訳がありましたので事務局長に説明を求めます。

事務局長（前田）

それでは説明いたします。

配布されました、追加議案書のとおり今回3名の方の内示がありました。堀内農地係長が町長部局へ出向となりました。駿河崎次長が農地係長を兼務することになりました。新規採用職員で下橋史弥君が配属されます。

以上です。

議

長（堅山）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

議

長（堅山）

質疑を終結いたします。

本案は、原案どおり承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（堅山）

異議なしと認めます。

よって、日程第8 議案第16号 職員の異動については、原案どおり承認することに決しました。

議

長（堅山）

その他に入りたいと思います。

協議会に切り替えます。

○事務局から意見

水利費について

活動日誌の提出について

※4月現地調査：20日（火）

定例総会：26日（月）

申請締切：12日（月）

議長（堅山）

ほかにございませんか。

なければ、本会議に返します。

以上、本日の議案はすべて終了いたしました。

これをもちまして、東串良町農業委員会令和3年第3回定例総会を閉会いたします。